

福高域第 2 3 2号

平成21年2月10日

厚生労働大臣 舩 添 要 一 様

福井県後期高齢者医療広域連合長 東 村 新 一

平素は、当広域連合の運営について、御指導、御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）は、国民皆保険を堅持するため、現役世代と高齢者とでともに支え合う制度として設けられたものであり、高齢者の方々の医療を守っていくためにも、本制度の定着と安定的な運営を図ることが重要であります。

そのためには、被保険者の方々の理解を得ていくとともに、被保険者の置かれている状況に配慮して、必要に応じて制度を改善し、円滑に実施していく必要があるものと考えます。

つきましては、次の事項について要望しますので、その趣旨をお汲み取りの上、確実に御対応いただきますようお願いいたします。

記

- 1 制度見直しに関する検討は、早期に実施し、その決定事項については、適時適切に情報提供を行うこと。
- 2 資格証明書の運用について、国の統一基準を提示すること。
- 3 個別減免の統一した適用基準を国が提示するとともに、財源補填についても国が行うこと。
- 4 本制度の円滑な運営に係る補助金・交付金の交付基準等については、早い段階で提示すること。

要望事項についての説明

- 1 制度見直しに関する検討は、早期に実施し、その決定事項については、適時適切に情報提供を行うこと。

現在、国においては、与党プロジェクトチーム、高齢者医療制度に関する検討会等において、制度の抜本的見直しをはじめ、平成20年6月12日に決定された見直し項目等について検討を進めていますが、その内容によっては、広域連合及び構成市町の事務処理に大きな影響を与えることが想定されるため、一定の準備期間と周知期間を確保することが肝要であります。

このことから、制度見直しに関する検討は、早期に実施し、その決定事項については、適時適切に情報提供を行うことを要望します。

- 2 資格証明書の運用について、国の統一基準を提示すること。

資格証明書の運用については、平成20年6月12日の政府・与党協議会が決定した見直しの中で「相当な収入があるにもかかわらず保険料を納めない悪質な者に限って適用する。」とされていますが、例えば、「保険料算定における軽減対象世帯を除く者に限って適用する。」とするなど具体的な取扱いを明確にし、実際に運用する広域連合及び構成市町事務に混乱をきたさぬよう、統一した基本的な運用基準を国が提示することを要望します。

3 個別減免の統一した適用基準を国が提示するとともに、財源補填についても国が行うこと。

個別減免の取扱いについては、平成20年6月12日の政府・与党協議会が決定した見直しの中で、「高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減対策の措置を講じても、なお保険料を支払えない事情がある者に対し、各広域連合において条例に基づき行う。」としています。

しかし、保険料の軽減措置については、今後、政令改正も視野に入れ、恒久的な措置として取り扱うとしていることから、個別減免も同様の取扱いとすべきと考えられます。

このことから、国の責任において、具体的に適用基準を示し、法令等の整備を行った上で、適正な財源補填を行うことを要望します。

4 本制度の円滑な運営に係る補助金・交付金の交付基準等については、早い段階で提示すること。

平成20年度における本制度の運営に係る補助金・交付金については、「円滑運営臨時特例交付金」など、未だ交付基準等が明確に示されていないものがあります。

広域連合及び構成市町においては、年度内に事務処理を迅速かつ的確に行う必要があることから、交付基準等を早急に提示することを要望します。

また、平成21年度の補助金・交付金の交付基準等については、事業を実施する広域連合及び構成市町において所要の予算措置を的確に行うことが事業の迅速かつ円滑な実施に繋がることから、できる限り早い段階で提示することを要望します。